

だったような気もします。エガリタリアンの社会ならむしろ当然なのかもしれません。いずれにしても、地域社会への開発の影響というテーマを、もうしばらく追求することになっております。そのようなわけで、松井さんとは未来開拓のプロジェクトでも一緒に仕事をさせていただきますし、この発足する研究会に私が何ができるかわかりませんが、何らかのお付き合いさせていただければと考えています。

松井 健 ありがとうございました。では、次に菅さん、お願ひします。

発表 環境をめぐる 「歴史的もつれあい」

菅 豊 (東京大学東洋文化研究所・助教授)

東洋文化研究所の菅です。私は東洋文化研究所の汎アジア部門で原さんや松井さんと同じ部門で研究しております。第1回の研究会で何か話をしろ、ということを突然申し付けられまして、まだ、しっかりと研究会の行く末が固まっていない段階で細かい話をするのは恐縮ですが、話題提供と自己紹介、最終的には意気込みのような話をちょっとやりたいと思っています。今日発表するテーマは、「環境をめぐる「歴史的もつれあい」」ということで、環境をめぐる問題を眺める際に必要不可欠な現状認識についてお話しします。とくに東文研という古典的な歴史研究をきちんとやっているようなところに所属する立場から、「実践的検討」とか「構築」などというプログラマティックな問題にアプローチするために無視できない前提を提示しようと考えております。

私のこのプロジェクトにおける研究のゴールというのは、東アジア、とくに日本と中国の社会における在来、土着の伝承的な知識、社会システムというものが環境の持続可能性といかに関連しているかという問題の解明にあると考えています。簡単にひとことでいいますと、在來の論理体系 (indigenous knowledge) の再評価とその応用について考えています。とくに、その一部として、土地所有とか利用について考えております。今回のプロジェクトにも大きくかかわってくる。プロジェクトの課題といたしまして三つほどあるというふうに先程松井さんのご紹介がありましたけれども、まず第1に人間と環境とのかかわりが経済開発や法的規制などのように関係し

ているかという開発経済学、あるいは環境法学などからこういうものを取り扱ってみようというグループがありまして、2番目にエコ・コモンズの伝統的な運用とその変容がローカル・グローバルな社会に与える影響についてひとつのチームを作る予定です。それで、3番目にアジアの古典古代における思想や哲学が現在の環境についての考え方方にどのように関係しているのか、というチームがあります。いかにも関係しそうでもあり、いかにもこれを追及するのは難しそうなテーマでありますけれども、意欲的な課題だと思いますが、私は三つすべてに興味がありまして、とくに2番目のエコ・コモンズの伝統的な運用とその意味、その変容ということについてこのプロジェクトでかかわっていきたいと思います。

そのなかで、問題になっていくのはこのエコ・コモンズという概念とアジアという概念です。先程大塚さんがお話になったラインですけれども、このエコ・コモンズという概念は、実はあまりこなれた概念ではありませんで、大塚さんのプロジェクトで実ははじめて提起されている概念だと思います。もともとはコモンズという概念がベースにあります。それをどういう意図で広げていくかというのは、まだはっきりとはしていません。農学生命科学研究科で林政学を専門になさっている井上真(東京大学農学生命科学研究科・助教授)さんが、そのプロジェクトの論文のなかで「ローカルレベルにおける自然生態系の共同管理制度および自然を含む自然生態系」という定義付けをなされています。いわゆる社会学的側面、これはいわゆるコモンズ論の一般的なアプローチですけれども、この社会学的な側面とより自然というものに焦点を絞った生態学的な側面を融合していこうという手法だと思います。

ただ、意気込みとしてはわかるのですが、このエコ・コモンズという言葉を有意義に使った成果はまだ今のところ出ておりませんので、一応ここはエコという言葉を外して、一般的に議論されているコモンズというところに焦点を絞っていったほうがいいのではないかと考えます。コモンズという言葉は、もう今は普通に使われる言葉ですけれども、一般的にコモンズというと皆さんご存知のように、共有地とか入会という形で意味を捉えます。共有地というコモンズの議論の端緒となりましたのは、ご存知のようにギャレット・ハーディンの “The Tragedy of the Commons” ですけれども、このタイトルを日本語に訳すときに「共有地の悲劇」と訳されました。しかし、コモンズというのを共有地と訳すと、日本の共有地のイメージと大きく異なります。それはハーディンがいったコモンズと質的な違いみたいなものがあります。現在

はコモンズを単純に共有地と訳する人はおりません。コモンズはコモンズとしか表現されません。コモンズ論が展開されて来て、具体的にコモンズという言葉は共有資源そのもの、あるいは資源の存在する空間というものを指す。なおかつ、その資源をめぐる制度、とくに所有を基盤に置いた制度と考えられてきました。

ですから、共有する資源とその空間であり、それを共同所有する制度、それを含めてコモンズというふうに研究されてきたわけです。ところが、最近、このコモンズ論というものをギャレット・ハーディングの議論から発展させ、深化させた新しいコモンズ論が環境社会学といった方面で盛んに議論されています。それは、コモンズを現代社会に応用するという新しいステージに押し上げようという議論ですけれども、そこでの議論の定義付けというのは、自然資源の共同管理制度および共同管理の対象である資源そのものをコモンズとすると、これまた井上真さんがおっしゃっています。

具体的にどう変わったかというと、古いコモンズ論というものが所有に主体を置いた議論であったのに対して、新しいコモンズ論というのはいわゆる管理という概念で読み込むべきだと井上さんは主張します。管理というのはどういうことかというと、ひとつの財産なり資源なりに、そういうものを保護したり利用したり改造したりする権能であるというふうに井上さんは理解しておられます。

ですから所有ということと別個の論理が存在すると。簡単にいいますと、コモンズ論というのは、現代での応用、実践的概念として大きく発展されたために、所有を中心とした概念から、利用を中心とした概念へとパラダイム・シフトがされている、ということができると思います。所有論でコモンズを使うということではなく、むしろ管理という言葉で語られるように、ひとつの利用論で語る。利用に主眼を置いてみようというふうに変わっています。

そういう新しいコモンズ論を展開する理由、すなわち、なぜ今またコモンズをやらなければいけないのかというと、実は、コモンズというもののなかに、在地性とか伝統性、持続可能性などといった価値が見出されているからです。簡単にいいますと、近代のなかで取り残された人びと、見過ごされた人びとにたいし、開拓という一種人びとのためにやっているような行為が、むしろ人びとの生活を阻害するようになった。そのような状況に対するアンチテーゼとして、このコモンズが提示されて、いわゆる人間に優しい、その土地に根づいているということで肯定されるようになった。非常に人間と調和的である、あるいはもう一方では環境とも調和的であるとい

ひとつの前提条件を元に評価されているわけです。そういう意味でコモンズというのは、まさに私の研究している在来の論理体系の一部をなしているものであります、コモンズ論は、その論理体系を再評価する作業であるといえるかと思います。

私は参考軸としてこの在来の論理体系を重要視するわけですから、いわゆるコモンズとか在地の知識やシステムを強調し、重要視しますけれども、ただ、正直いいまして、現在において在来の知識のみが支配する社会はないということを、まず確認しておかなければなりません。これは当たり前のことなのですから、コモンズといった在来の論理体系を強調すると、非常にその部分が美化されていく。ある種、古いものが支配的な社会が存在するような誤解を受けるのですけれども、決してわれわれはそういう目でみてはおりませんし、みてはならない、と考えなのです。

しかし、一方で現代社会というのはすべて、外来の論理体系(exotic knowledge)に浸潤されているかというと、実はそういう状況でもない。むしろ両者が絡み合う、あるいはせめぎあう状況にあるのではないか、と考えられます。とくに、アジア社会というものを考えるとオリエンタルとして置かれた時点において、われわれ—われわれと安易に一様にくくってはいけないのでしょうけれども—のアジア社会というのは、欧米起源の外来の知識に浸潤されている社会であります。しかし、かといってそこでわれわれのもっていた在来の知識、それによって構成される論理体系が完全に失われているかというと、そうではない。このふたつがせめぎあう状況であると思います。アジアでは在来の知識と外来の知識とがせめぎあう状況が、非常に顕著にみられる。もちろん在来の知識というのは非常に劣勢な状況にあるのですけれども、そういう意味で研究をする意義があるのじゃないかと思います。

日本を題材にして具体的にいえば、近代日本において19世紀から、われわれが今普通に考えている所有觀は形成されはじめた。土地所有にかんじていうと、日本における土地の所有の基本的な法源というのは、一物一権主義というヨーロッパ的な土地所有にあって、その所有觀は、ヨーロッパ流の民法を輸入し近代民法を整備されて以降、日本で確立したものです。土地の所有者が一定の土地を直接に支配する排他的な権利が不可侵のものとして法的に保証されている。法令の制限内において自由にその土地の使用・収益・処分の三つの権限を有している。法学の専門の方がいるところでこういう話をするというのは変な話ですけれども、このようなあり方が、われわ

日本（農村）における土地所有のあり方



鳥越皓之 1997「コモンズの利用権を享受する者」『環境社会学』3環境社会学会より

れが当たり前に認識している日本の近代土地所有権の特質だと思います。こういう権利については何の疑いもなく、われわれは享受していると思います。日本は世界のなかでも先進国でありまして、いわゆる近代土地所有権が確立している社会であると認識されていると思います。けれども、日本とはいっても都市部と農村部とは違うわけですね。いわゆる在来の論理体系をいまだ捨てきれないような日本の農村社会には、そういうヨーロッパ的な外来の論理と在来の論理との相克がやはり残っており、いまだに消えていない。この2001年になっても消えていないわけです。

現実には、前近代的な在来の所有形態、所有觀と外来的所有形態と所有觀とがせめぎあいながら、もつれながら表出している。先程お話ししたようにコモンズ論というのが利用にパラダイム・シフトしているように、所有論というものを利用というものに着目してみていくと、そのもつれ方は非常に明らかになります。この点について農村社会学や農村経済学という、法学よりはむしろ非法学的な研究者が非常に注目しております。

具体的にどういうことかというと、日本の農村の土地所有というのは環境社会学者の鳥越皓之さんが書かれたこの図のようになるということです。図の(1)が、当たり前にわれわれが理解できるようなパターンです。土地がありまして、それぞれAさんBさん…という人たちが土地をもっています。この帯の幅が土地面積だとすると、個人所有地といふものによってひとつのコミュニティーといふ土地ができている。これに付け加えるような形で共有地がある。こういうふうな理解だと非常にわかりやすい。われわれ近代に生まれ育った人間にもわかりやすい土地所有のあり方だと思います。けれども、実はそうはないといふ意見が第二次世界大戦後の農村経済学、農村社会学の人たちが主張している部分なのです。

具体的にどうかというと、図の(2)です。ひとつの土地

があって、コミュニティーがあると、そこの所有觀には二重性があると。現在において、近代の土地所有制度が入って来ていますから、それによって個人の土地というような觀念はあるのですけれども、その底辺においてムラ全体がつながっている。どうつながっているかというと、底辺で総有地としてつながっている。この総有といふ概念は法学的にいう総有とはちょっと違いますので注意を要します。この点については詳しくはご説明しませんけれども、違うということだけは確認しておきます。上のABCDEFという個人所有の土地のあり方でいうと、オレの土地という概念はあるのですけれども、実際オレの土地の下にはオレたちの土地という一つの觀念が働いている。簡単にいうと、Aさんという人が自分の土地を売りたいと思っても勝手に売ることはできない。そういう所有権は、意識上は完全に保証されていないということになるかと思います。

近代の民法というのは先程いいましたように、使用権・処分権・収益権という三つ具備している。とするならば、日本の農村社会の論理において使用権、処分権、収益権は完全に具備されているとは限らない。あるいは、ある地方では、所有者と別の人気が使用している、ということが慣行的に行われている。それは経済的な交換とか金銭の貸借というのではなく、いわゆる人の土地を勝手に使っていいという、あるいは自分の土地だけ人が入ってくることを拒絶できないというような社会的なシステムがあるわけです。そういう一つひとつの事例からみると、(2)のようなモデルのほうが、実は日本の土地所有のあり方として正しいのだろう。日本の農村ですけれども、日本農村の近代土地所有のあり方といったほうがいいと思います。

これはどういうことかというと、欧米由來の外来知識やシステムが入って来て、前近代的な在地の論理と絡み合って形成されたものという見方です。今これが絡み合っていて、ここにあるものは実は決して古い日本のあ

り方ではないし、ましてや完全に欧米から輸入したような近代の土地所有のあり方でもない。新しいものを形成しているとみる必要があるのではないか。こういうあり方を「歴史的もつれあい」(historical entanglement)とニコラス・トーマスという人類学者が呼んでおりまして、最近では人類学者の杉島敬志さんもこの言葉を使っております。このプロジェクトでも、一つひとつの事例を取り扱うにあたって、こういうふうにみるべきだと考えます。近代世界システムというのを支えた、あるいは支えると信じられている中心的、中核的地域の規則や信念というのが、いわゆる辺境—このプロジェクトでいうならば、辺境としてのアジアというものがあるかと思うのですけれども—とされた地域社会すべてを染め上げるのではなくて、地域社会の規則や信念とせめぎあって絡み合うことで、そのいずれにも還元したり帰属させることができない状況が産み出されている。

近代世界システムという支配的なものが、非支配的なものを完全に支配するものではない。両者が絡み合って新しい状況を作っていくというような考えです。この「歴史的もつれあい」でみていくべきだろう、と考えています。そういう意味では東洋文化研究所という東洋研究をベースにする研究所は、在地社会の規則や信念の究明というものを、このプロジェクトの核として担うべきだと思います。どうしても古い時代を取り扱うとすると、それに本質があるような考えに陥りやすいと思いますけれども、現代というものに射程を定めることが必要です。このプロジェクトはあくまでも実践とモデルの構築ということですから、それだけではすまない。やはりせめぎあい、もつれあいとして捉えるべきであろうというふうに感じます。

そういう意味で「歴史的もつれあい」の現出する場としてアジアは非常に重要であると考えます。新しいアジア的人間－環境系モデルの構築、それと実践的検討を行うためにはまずアジアにおける人間と環境をめぐる「歴史的もつれあい」を明確にするということありますが、そのなかでコモンズは重要な材料になるであろうと思います。このプロジェクトは構築と実践的検討でありますので、先程申し上げましたように、東洋文化研究所だけでは、この構築と実践的検討は、ほとんど不可能であると思います。われわれができるることはアジアのなかでの人間－環境系モデルを抽出する、それを古代から現代までにかけて抽出するということだと思います。それを実践的新しいモデルとして構築し、検討を行うということになりますと、急遽力を失いまして、間違いなく文理とわずさまざま分野の協業が必要だというふうに考えて

おります。

やっぱり最後は意気込みというところになってしまいましてが、一応これで終わります。

松井 健 どうもありがとうございました。確かにアジア的というのも、系という言葉もですね、いずれもあんまりいい言葉ではないということはよくわかっているのですが、こうした問題についても徐々に論じていきたいと考えております。今日は、ここにお見えでないのですけれども、何人か参加の意志表明をしてくださっている方がたがおられますので、紹介させていただきます。今話に出てきました井上真さん（東京大学生命科学研究所・助教授）ですね、今海外出張中でお見えになられませんけれども、参加してくださるというふうにいってくださっています。それから、総合文化のほうの文化人類学の山下晋司さんがやはりお仕事でおいでになれないのですけれどもやはりサブチームの一番目のほうですね、法的な問題とか経済開発の問題に文化人類学のほうからコミットしたいということ。その他欠席されている方々で、ここでいちいち皆紹介しませんけれども、いろいろな方がたから参加のメールをいただいております。

今日のところは最初に、簡単に私、原、菅が終わりましたので、東洋文化研究所のスタッフから簡単にご紹介をさせていただいて、皆さんのはうにマイクをまわしたいと思います。では高見澤さんよろしく。

高見澤 磨 東洋文化研究所の高見澤と申します。中国法を専門にしております。中国ではどういう紛争が起こって、どう解決して、解決しないとどうなっちゃうのかというのをテーマのひとつとしています。今までには山林とか水利とか風水と建物の問題などは勉強したことがありますけれども、環境というのを正面から勉強したことではありません。ですから、意気込み論ですけれども、がんばってやっていきたいと思いますというのがひとつ目です。

あとふたつだけなのですが、ひとつは、今お話にあつた構築というところでいうと、普通、法というのは人間と人間のあいだの利害関係の落とし所をみつけるということをします。それを権利と義務という形で、落とし所をつけていくというのが、法の仕事、法学の仕事なのですけれども、環境法というのはちょっと特殊で、人間と環境の正しいあり方。前の大塚先生のレジュメですと「環境的正義」というお話にもなるかと思いますが、そういうものを作っていくかなければいけないという新しい分野なのだろうと思います。普通は、そうではなくて国家が

陳腐なのだけど、つながるようなお話もあつたらいいかなあというのあります。ただの思いつきです。

松井 健 最後の話は、私は沖縄の調査をずっとやっているのですけれど、すごく二面性がありましてね、基地というのが非常に大変な環境問題になっているのです。基地自体が、そのなかでどのような問題を起こしているのか、わからない存在として、大きな面積を占めていて、時々、事故も起こる。さらに、基地への不満を緩和するために、日本政府から、巨大な公共事業のための資金が投入され、このために行われる工事が、大変な環境負荷の原因になっている。さらに北部の演習地なんかみると、アメリカ軍が接收していたので、乱開発が止められたという側面もある。それで希少動物が今でも生息していると。そういうパラドックスもあるのですね。韓国にもそういう話が、38度線の周辺に、あそこはにらみ合って誰も入れないですから、希少な動植物が残るのだという話です。これもねじれ、絡み合った話がいっぱい出てくると思います。

ある程度煮つまつくると、環境という統一的なテーマの人間的な諸侧面をいろいろとり出してみると、これは有効かもしれません。私は昔から環境という言葉があまり好きではなくて、今回も「人間－環境系」という呼び方をしていますけれども、私は広い意味で「人間－自然」といっていいのじゃないかなと思っているので、その自然のなかでとくに人間が利害関係を結ぶような特定の関係をもつようなものとして環境というものが起き上がってくるという形で捕まえたほうがいいと思っています。環境「系」というのはシステムという言葉も他に言葉がないので使ってはいますので、世界をみるとエコシステム・エコロジーみたいなですね、ああいうエネルギー・フローとかなんかで、概念化されるような形でのシステムという意味ではなくて、むしろ人間と自然とのかかわりについての包括的なモデルというふうに理解していただいたらと思っています。なるべく理科系文科系いろいろな形の分野を問わないで、こういうことについて興味のある人の参加を考えていますので、あまりこの題を厳密

に考えることはないと思います。環境という言葉自体、もう一回きっちり叩き直さないと、だいぶ使いづらい形になって来ているのではないかと思います。

面白いのは、自然科学の人たちのやっていることっていうのを、文科系の人たちはほとんど具体的には知らないって、リモート・センシングなんていうのも何か魔法の方法のように思っているのですね。上からみたらなんでもわかると文科系の人は思っているのだけれども。方法は方法なりの弱点とか問題とかがありますよね。逆にフィールドワークもそれなりの問題点とかいろんなものをもつていて、非フィールド系の人が思っているほど現地に行けばなんでもわかるわけでもないのですよね。ですからそういう相互の方法についてやはりいわゆる発表を通したりしてですね、やはり一步一歩お互に学ぶというのが、まずは第一に重要なと思います。そして方法のそれぞれの限界と可能性をお互いに知ることによって新しい方法がみえてくるかもしれない。これは努力の要ることだとは思うのですけれども、やる気があって興味のある人は、この研究会の場でそのようなことができるような仕組みは作っていきたいなあと私自身は思っております。まあ、原さんもそういう意味では、数学モデルみたいなことを計画でやりながら、フィールドで現地の人たちと一緒に作業をする、そのうえで何がわかるかということを両方からつめていくという方法を採用していらっしゃる。わりにそういうタイプが多いように思われますので、そういう議論はひとつの軸になっていくだろうと思いますね。じゃあこんなところでよろしいでしょうか。第1回目は、台本通りにいろいろ聞かせていただいて、これにしたがって、次の研究会のことなどを相談したいと思いますので、また連絡とかしていただいて、ぜひ皆さんよろしくお願ひしたいと思います。次回、来年1月26日、27日にお会いしたいと思います。じゃあどうも今日は長いあいだありがとうございました。(注 ほかにあったいろいろな発言のうち、第2回研究会で確認・校正していただかなかったものは、内容が不明であったり、正確を期しがたいために、削除したことをおことわりします。)

人間-環境系ニュースレター 第1号

2002年3月25日 発行

東京大学東洋文化研究所広域連携研究プログラム
「アジア的人間-環境系モデルの構築とその実践的検討」
コア・メンバー 原 洋之介・松井 健・高見澤 磨・菅 豊
〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1
tel. 03-5841-5872 (松井)、5875 (菅) fax. 03-5841-5897
E-mail. hugeo@ioc.u-tokyo.ac.jp